

埼玉県薬物乱用防止指導員設置要綱

(目的)

第1条 覚醒剤、麻薬、大麻、あへん、危険ドラッグなど薬物乱用防止（以下「覚醒剤等薬物乱用防止」という。）の啓発活動を積極的に行うことにより、健康でしあわせな社会づくりをすすめるため、薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

(業務)

第2条 指導員は、覚醒剤等薬物乱用防止活動として、次のことを行う。

- (1) 地域における各種会合等を活用しての覚醒剤等薬物乱用防止啓発活動
- (2) 覚醒剤等薬物乱用防止に関する相談及び講演等での指導
- (3) 保健所管内薬物乱用防止指導員協議会（以下「保健所管内協議会」という。）が行う覚醒剤等薬物乱用防止啓発活動への参加
- (4) 関係行政機関、関係団体の行う覚醒剤等薬物乱用防止活動への協力
- (5) 関係行政機関、関係団体と地域との相互連絡

(定数)

第3条 指導員の定数は400人程度とする。

(委嘱)

第4条 指導員は次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 覚醒剤等薬物乱用防止に対し、熱意と理解を有する者。
- (2) その他指導員として適当と認められる者。

2 知事は、指導員としてふさわしくない行為があったときは、委嘱を取り消すことができる。

(任期)

第5条 指導員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた場合に補充する指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告)

第6条 指導員は、当該年度ごとに活動状況をまとめ、別紙様式により各年度終了の翌月の10日までに知事に報告するものとし、その提出先は指導員の所属する保健所管内協議会連絡事務所の保健所とする。また、知事は必要があると認めるときは、その都度、報告を求めることができる。

(報償等)

第7条 指導員には、学校や地域における各種講習会等を活用して講演等啓発活動を行った場合は、予算の範囲内で報償等を支払う。

(庶務)

第8条 庶務は、埼玉県保健医療部薬務課及び保健所管内協議会連絡事務所の保健所において行う。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和61年10月9日から施行する。

2 この要綱施行後最初に委嘱する指導員の任期は、本要綱第5の規定にかかわらず、昭和63年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

別紙様式

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所：_____

氏名：_____

薬物乱用防止指導員活動状況報告について（報告）

標記について、 年度における活動状況を下記のとおり報告します。

記

1 会議、講習会等への参加（所属協議会主催以外の会議の出席、講習会の聴講等）

開催年月日	会議・講習会等の名称	主催者	開催場所

2 薬物乱用防止啓発活動実施状況

(1) 行事・事業等における啓発活動（各種催し・街頭等）

実施年月日	行事・事業等の名称	主催者	実施場所	対象人数

(2) 研修会・講習会等における講演（学校・会合・職場等）

実施年月日	研修会・講習会等の名称	主催者	啓発活動の内容	対象人数

(3) 家庭訪問・面会等による啓発活動

実施年月日	家庭訪問・面会等の目的	訪問等の回数	対象人数

(4) 広報誌、団体機関紙、報道機関等を利用した啓発活動

広報年月日	広報誌等の名称	広報主体	広報内容	延べ発行部数

3 地域住民等からの相談状況

件数	相談指導内容等
計 件	

4 県に対する意見、要望等

--